

平成30年度第4回経営協議会 議事要旨

日時 平成30年11月19日（月）14時30分～15時45分
場所 事務棟第二会議室
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，近藤副学長，佐山委員，
上林委員，榊原委員，佐藤委員，杉江委員，福田委員
欠席者 舟本委員，海老名理事
陪席者 石橋監事，小嶋監事，関事務局長

議事に先立ち，前回（9月25日）開催の平成30年度第3回経営協議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 職員の給与及び役員の報酬の支給基準（案）について

和田学長から，審議資料1に基づき，職員の給与及び役員の報酬の支給基準（案）について諮られ，審議の結果，原案どおり承認された。

また，現在国会において審議中の給与法案の施行日が12月2日以降となった場合には，各種規程等の施行日は平成31年1月1日とし，施行予定日を平成30年12月1日としている規程等については，平成30年12月1日に遡及して実施することとしたい旨発言があり，了承された。

おって，給与規程等については，今後示される人事院規則等の内容に沿って改正することとし，その内容は学長に一任願いたい旨発言があり，併せて了承された。

報告事項

1. 平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

和田学長から，報告資料1に基づき，平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について報告があった。また，近藤副学長から，正式な評価結果については，次回1月21日開催の経営協議会で報告する旨発言があった。

2. 平成30年度国立大学改革強化推進補助金（国立大学経営改革促進事業）の交付決定について

和田学長から，報告資料2に基づき，平成30年度国立大学改革強化推進補助金（国立大学経営改革促進事業）の交付決定について報告があった。

3. 裁量労働制適用職員の休日・深夜勤務に関する是正勧告等について

和田学長から、報告資料3に基づき、裁量労働制適用職員の休日・深夜勤務に関する是正勧告等について報告があった。

報告の後、和田学長から、自身については役員報酬の10分の1相当額・1ヶ月分を、江頭理事については役員報酬の20分の1相当額・1ヶ月分をそれぞれ自主返納することとした旨発言があった。

4. 役員に係る平成30年12月期期末特別手当について

和田学長から、役員に係る平成30年12月期期末特別手当について、増減しないこととした旨報告があった。

5. 最近のトピックスについて

和田学長から、報告資料5に基づき、最近のトピックスについて報告があった。

その他

和田学長から、次回の経営協議会については、1月21日（月）14時30分から開催する予定である旨、発言があった。なお、緊急の案件が生じた場合には、急遽、会議を招集させていただくことも想定されるので、その場合には、会議の開催日程を調整させていただきたい旨、併せて発言があった。

以上